

令和5年 第2回

士幌町議会臨時会議案

令和5年5月12日

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 1 号	監査委員の選任について
議案第 2 号	物品購入契約の締結について
議案第 3 号	士幌町町税条例の一部を改正する条例案
議案第 4 号	士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第 5 号	士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第 6 号	令和 5 年度士幌町一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 7 号	令和 5 年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 5 月 1 2 日

士幌町議会事務局長 藤内 和三 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

監査委員の選任について

次の者を議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

氏 名 牧 野 圭 司
 ●●●●●●●●●●●●

説 明

地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

議案第 2 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 除雪ドーザ購入 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の相手方 | 帯広市西24条北1丁目3番4号
コマツ道東株式会社 帯広支店
支店長 山中 重幸 |
| 4 | 契 約 金 額 | 11,946,000円 |

説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 3 号

士幌町町税条例の一部を改正する条例案

士幌町町税条例の一部を改正する条例

士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「同項の」を「前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」

に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「なった場合において」を「なった場合には」に、「場合においては」を「場合には」に、「ない場合において」を「ない場合には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」

を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「第15条の3の2、第63条又は第64条」を「第15条の3の2まで又は第63条」に、「第15条の3の2、第63条若しくは第64条」を「第15条の3の2まで若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条の8第2項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項を次のとおり改める。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の3第11項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「法附則第30条第7項」を「法附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「法附則第30条第8項」を「法附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の士幌町町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- （2） 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- （3） 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の士幌町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき士幌町町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の士幌町町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の改正に関し規定するため、条例を改正するものである。

議案第 4 号

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第 1 項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第 2 号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第 3 号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の 2 中「第24条の 2」を「第24条の 2 第 1 項」に改める。

第24条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 2 項中「第23条第 1 項」を「第23条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 3 項中「第23条第 1 項の」を「第23条の」に改める。

附則第 4 項中「及び第23条第 1 項の」を「、第 6 条、第 8 条及び第23条の」に改める。

附則第 6 項から第 9 項まで、第12項及び第13項中「第23条第 1 項の」を「第23条の」に改める。

附則第14項中「存するもの」の次に「及び令和 4 年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和 5 年 4 月 1 日以降に普通徴収に係る納期限の支払の日が存するもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 3 項、第23条第 1 項、同項第 2 号及び第 3 号並びに附則第14項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

説 明

地方税法の改正及び新型コロナウイルス感染症に係る令和 4 年度以前の国民健康保険税の減免に対応するため、条例を改正するものである。

議案第 5 号

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例（平成12年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 条第 1 項中「同年 2 月 1 日前に納期限が定められるべきものを除く。）」の次に「及び令和 4 年度以前の年度分の保険料であって令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 7 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

説 明

新型コロナウイルス感染症に係る令和 4 年度以前の介護保険料の減免に対応するため、条例を改正するものである。